

山柔協第24-310号

令和6(2024)年4月30日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会  
会 長 正 司 直 樹  
(会長印を省略しています)

### 指導者資格に係る講習会について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公益財団法人全日本柔道連盟の指導者資格制度運用規則の一部改正（※改正のポイント参照）されたことから、養成講習と更新講習について下記により実施しますので、関係者への周知をお願いします。

#### 記

- 1 養成講習と更新講習は別に開催する。
- 2 C養成講習会は、面接講義とオンデマンドを併用して実施する。  
(令和6年度は、例年5月開催予定のC指導者養成講習会は延期し、11月に開催する。)
- 3 B養成講習会は、隔年開催とする。(令和7年度開催予定)
- 4 更新講習は、各自がオンデマンドで受講することを原則とする。  
(Judo-Member (全柔連会員登録システム) への個人でのログインが必要)

#### ※**改正のポイント**

(1) 準指導員資格の廃止

(2) 各資格基準(年齢と段位)の変更

A指導員 22歳以上、四段以上

B指導員 20歳以上、三段以上

C指導員 18歳以上、二段以上または教員免許状所有者

(3) 養成講習会の形式

面接講義、あるいは面接講義とメディア講義を併用。メディア講義は、同時双方型及びオン

デマンド型の2つの形式。

※養成講習会の科目および内容は従来通り

C 指導員 10 科目、12 時間 B 指導員 16 科目、18 時間

(4)有効期間

資格の認定を受けた日から、その1年後の応当日の直後に到来する3月31日までとする。

(5)資格の更新条件

以下の4つの講習を全て受講

- ①コンプライアンス講習    ②審判規程講習
- ③安全指導講習            ④本連盟トピックス

更新講習は、面接講義、あるいはメディア講義

更新ポイント制は廃止

(7)テキストは電子媒体とし、全柔連のホームページからダウンロード